

退職者たより



目 次

● 理事長あいさつ……………	1	● 再就職による年金の支給停止について……………	12
● 年金の改定について……………	2	● 必要な届出は忘れずに……………	13
● 被用者年金制度の一元化について……………	4	● 地方公務員共済組合の宿泊施設……………	15
● 離婚時の年金分割について……………	8	● 年金カレンダー（共済年金）……………	20
● 雇用保険との併給調整について……………	9	● 年金カレンダー（退隠料）……………	21
● 加給年金額について……………	10	● 個人情報保護に関する基本方針……………	22



理事長あいさつ

理事長 黒住 兼久

初夏の候、皆様にはご家族ともどもますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から共済組合の事務事業に格別のご理解を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年12月の発足以来、今日まで幾多の制度改正を経て、地方公務員とその家族の生活の安定や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

しかし近年、地方公務員共済組合の年金制度を取り巻く状況は非常に厳しく、また、社会の少子・高齢化等もますます進むなか、公的年金制度の安定化のため、平成24年8月22日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、同年11月26日には「地方公務員等共済組合法等の一部改正法」が公布され、共済年金・厚生年金を統一する、いわゆる「被用者年金制度の一元化」が平成27年10月から実施されることとなりました。

今回の改正は「特例水準の解消」など年金を受給されておられる皆様にとって大きく関わる内容が含まれておりますので、退職者だよりにおいて、その改正内容についての説明も掲載させていただきました。

いずれにしましても、退職後の暮らしを支える年金制度が大きく変革されようとしている状況のなか、年金制度本来の役割を果たせるよう共済組合としても全力を尽くしてまいりますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

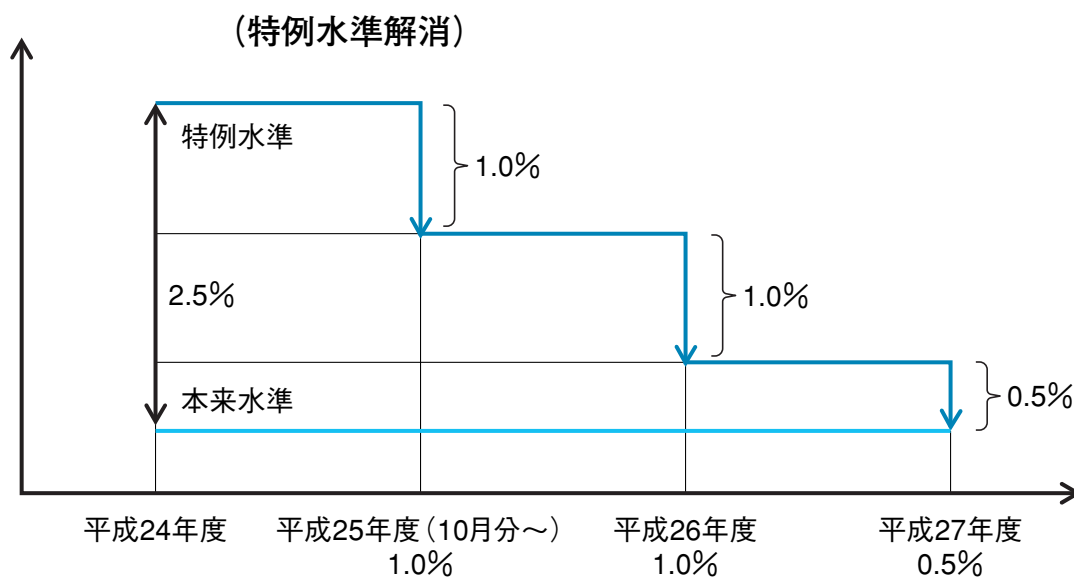
年金の改定について

年金額が平成25年10月分から段階的に引き下げられます

平成25年度の共済年金の改定は、平成24年平均の物価水準が直近の年金額改定の基となる基準と比較して変動がなかったため、平成25年6月支給期（平成25年4月・5月分）の年金額は据え置かれます。

しかしながら、現在の年金額は、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）で支給されており、平成24年11月26日に公布された「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、この特例水準を段階的に解消していくこととなりました。具体的には、表1のとおり平成25年12月支給期（平成25年10月・11月分）から1.0%、平成26年6月支給期（平成26年4月・5月分）から1.0%、平成27年6月支給期（平成27年4月・5月分）から0.5%引き下げられることとなります。なお、退隠料（通算退職年金・通算遺族年金を除く）、互助年金及び恩給については、この特例水準の解消による年金額の引き下げは行われません。

表－1



※ 物価・賃金水準が上昇した場合には、引き下げ幅が減少する。

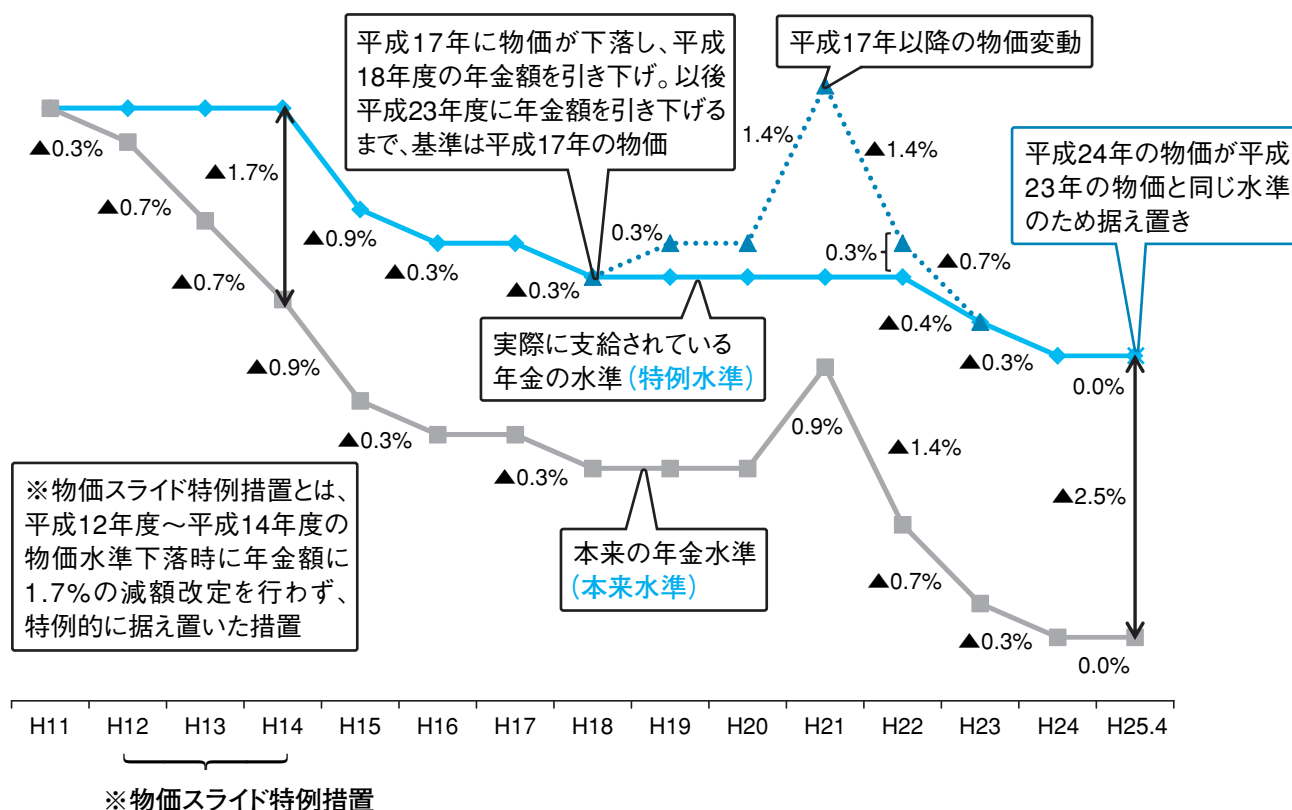
【共済年金の改定のしくみ】（表－２のとおり）

平成16年度以前の共済年金の改定は、毎年の物価の変動に応じて行われてきました。（ただし、平成12年～14年度は減額するところ特例的に据え置かれてきました。）

平成16年10月に法改正により、この据え置いた年金額を減額させ賃金や物価の変動等に応じて年金を改定することを「本来水準」、特例措置として据え置いた年金水準を「特例水準」とし、本来水準の額が特例水準を上回るまでは、特例水準の額を支給することとされました。

現在は、特例水準の額が本来水準の額を2.5%上回っているため、特例水準の額が支給されています。ただし、直近の減額改定となった年の前年の物価水準と比較し、物価水準が下回った場合のみ、下回った分を特例水準の年金額から引き下げることとなっています。

表－２



被用者年金制度の一元化について

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（通称「被用者年金一元化法」）が成立しました。

被用者年金一元化とは

現在、日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の国民を対象とした国民年金（基礎年金）と、その上乘せとして支給する厚生年金及び共済年金（被用者年金）から構成されています。

被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性を確保し安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除いて、平成27年10月から実施されることとなります。

【主な変更内容】

1. 老齢給付の在職支給停止

共済年金

- 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合
(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
3階部分(職域部分)は支給停止。
- 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合
(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部を支給停止。



厚生年金

- 老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合
65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
65歳以降は(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。

2. 未支給年金の給付範囲

共済年金

- 遺族(一定条件を満たした配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がいないときは相続人

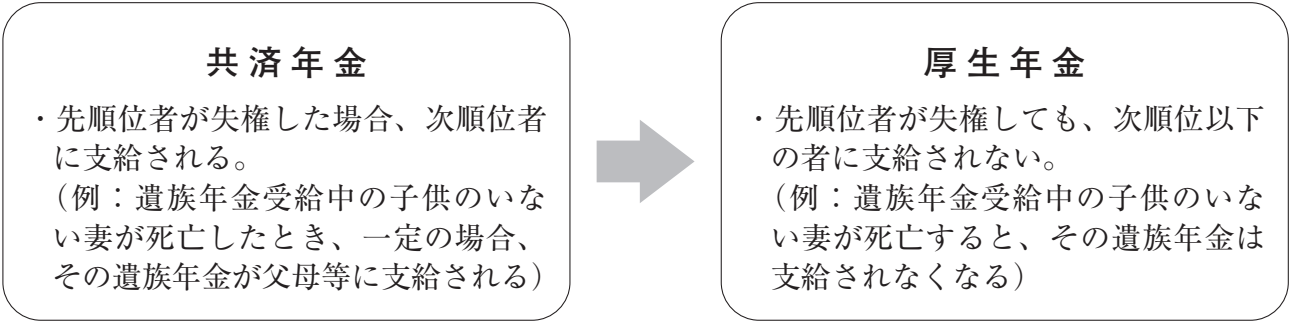


厚生年金

- 死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は甥姪など

※未支給年金…受給者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

3. 遺族年金の転給



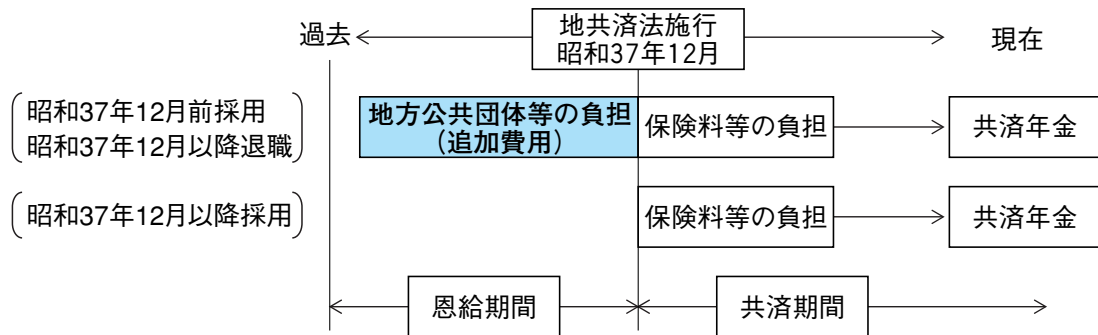
4. 追加費用の削減

- 追加費用※削減のため、追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）に係る年金給付が、本人負担の差に着目して27%引き下げられます。
 (平成24年8月22日から1年を超えない範囲で、政令の定める日から実施)

※「追加費用とは」
 現在の地方公務員等共済組合制度は、昭和37年12月に施行され、地方公務員等が加入することとなりましたが、その前に恩給制度等に加入していた期間がある場合は、一定の条件のもとに共済組合へ引き継がれ、共済組合の組合員期間と合わせて年金が支給されています。恩給等の期間は共済組合期間と比べ、本人の掛金負担分が少なかったことなどから、不足する恩給期間に係る共済年金の財源を、国または地方公共団体が負担しており、これを「追加費用」といいます。表-3・4のとおり

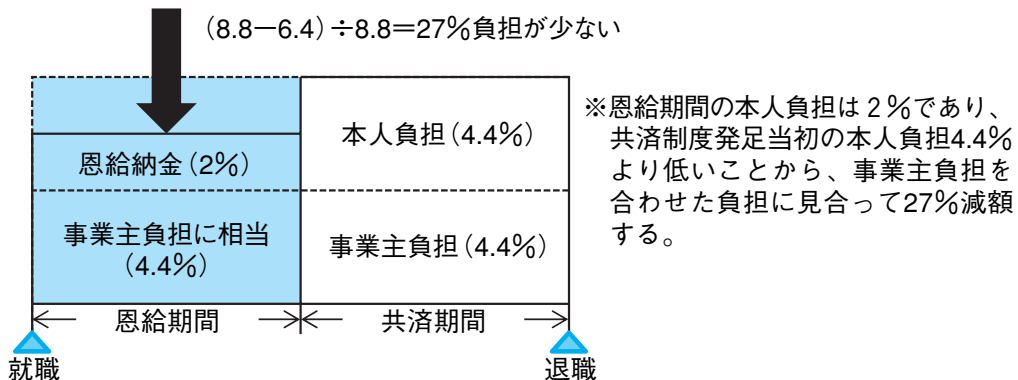
追加費用について

表-3



追加費用の減額の考え方

表-4

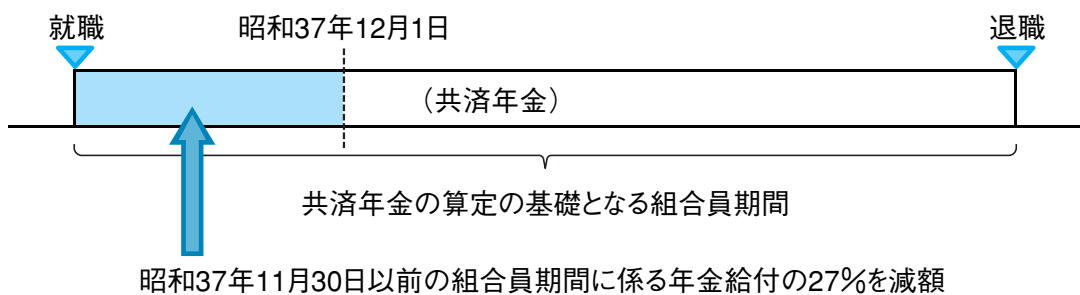


○追加費用対象期間に係る年金給付の減額対象となる方

次の①及び②の両方に該当する方は、追加費用対象期間に係る年金給付の減額対象となります。ただし、一定の配慮措置が設けられています。

- ①追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）がある方
遺族の年金受給権者の方については、元組合員が昭和37年11月30日以前に恩給制度等に加入していた場合に対象となります。
- ②共済年金と基礎年金（国民年金）の合計額が年額230万円を超える方

【追加費用対象期間に係る年金給付の減額イメージ】



配慮措置について…減額率の上限は、追加費用対象期間も含めた共済年金（注1）の10%となります。

また、給付額が（注2）が年額230万円を下回らないように設定されています。

（注1）退職共済年金の受給権者の方が基礎年金を受給している場合は、組合員期間に相当する基礎年金の額を含みます。

（注2）追加費用対象期間も含めた共済年金の額（基礎年金がある場合は、その額を含む）

※ 大阪市条例に規定する退隠料及び扶助料を受給されている方についても、年額230万円を超える場合は、10%減額されます。ただし減額後の年金額が年額230万円を下回らないように設定されています。

○改定後の年金額

次の①～③の方法により計算した結果、最も多い額が改定後の年金額となります。

- ① 現在の年金額（日本年金機構から老齢基礎年金が支給されているときは、共済年金+老齢基礎年金の額。次の②も同様です。）から、追加費用対象期間に係る部分の27%を減額した額
- ② 現在の年金額から、全体の年金額の10%を控除した額
- ③ 230万円

【計算例】 昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間があり、退職共済年金と老齢基礎年金を受給している方の場合

現在の年金額	退職共済年金210万円（日本年金機構から老齢基礎年金60万円）
退職共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	35年(420月)
追加費用対象期間(昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間)	7年(84月)
追加費用対象期間に係る部分	(210万円 + 60万円) × 84月 / 420月 = 54万円

退職共済年金210万円 + 老齢基礎年金60万円 = 270万円となり、230万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

①により計算した額

$$270\text{万円}(\text{退職共済年金} + \text{老齢基礎年金}) - 54\text{万円}(\text{追加費用対象期間に係る部分}) \times 27\% = \underline{255\text{万円}}$$

②により計算した額

$$270\text{万円}(\text{退職共済年金} + \text{老齢基礎年金}) - (270\text{万円} \times 10\%) = \underline{243\text{万円}}$$

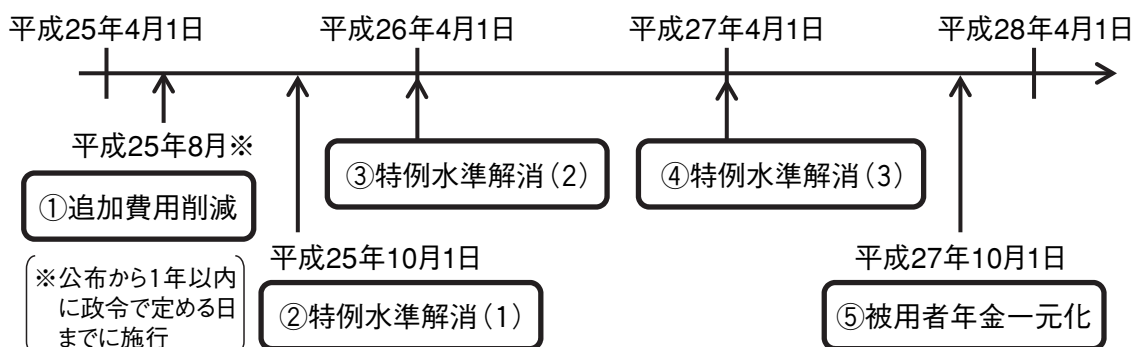
③の額 230万円

この計算例の場合、①～③により計算した額を比較しますと、①により計算した額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は255万円（内訳：退職共済年金195万円 + 老齢基礎年金60万円）となります。

注 上記の計算例はあくまで大体的目安です。

被用者年金一元化法の詳細については、現段階ではまだ未定であるため、今後政省令の公布等により確定次第、改めてお知らせします。

年金関連法施行のスケジュール(平成27年10月まで)



離婚時の年金分割について

◆合意分割制度

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合、その婚姻期間等にかかる「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を、当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたときに、当事者の一方からの請求により分割することができます。

◆3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚した場合において、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間であった期間については、当事者間の合意または裁判手続きがなくても、国民年金第3号被保険者からの請求があれば、当該期間にかかる相手方の「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を2分の1に分割することができます。

※平成20年3月以前の国民年金第3号被保険者期間及び平成20年4月以後の国民年金第3号被保険者期間でなかった期間については、3号分割制度の対象とはなりません。当該期間については、合意分割制度に基づき分割請求することができます。

◆離婚時の年金分割の請求期限

合意分割制度及び3号分割制度は、共済組合への請求手続きが必要です。また、年金分割制度には、請求期限があります。

●請求期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律期間を有する場合を除く）

※ただし、上記のいずれかの日の翌日から起算して2年を経過する前に裁判手続きを行った方で裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。

※【当事者の一方が死亡した場合の請求期限】

分割のための合意または裁判手続きによる按分割合を決定した後、年金分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡した日から起算して1月以内に限り分割請求が認められます。（この場合、年金分割の割合を明らかにできる書類の提出が必要です。）

（注1）既に年金を受給している場合、分割請求のあった日の属する月の翌月から年金の額を改定します。

（注2）分割を受けた方が、退職共済年金を受給するためには、自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、年金受給資格要件を満たしている必要があります。

（注3）分割を受けても、分割を受けた方の自身の共済組合の組合員期間が1年以上ない場合、退職共済年金の支給開始は65歳からです。

雇用保険との併給調整について

雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の一部が支給停止となります。（退職共済年金を受給している65歳未満の方が対象となります。）

支給停止される期間

公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込をした月の翌月から、基本手当の受給が終了するまでの期間です。（基本手当を1日も受給していない月はその月分の年金が支給されます。）

失業給付の「基本手当」を1日でも受給されますと、職域年金相当部分を除く年金が停止となります。その結果、基本手当よりも年金の停止額が大きくなる場合がありますので、請求される時はくれぐれもご注意ください。

☆ 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をされる際は、必ず共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。）

加給年金額について

昭和61年4月1日以降に受給権が発生した年金を受給されている方のうち、組合員期間が20年以上である方が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時^(注1)、その方によって生計を維持されていた^(注2)次の①及び②に該当する方があるときは、加給年金額が加算されます。また、障害共済年金においては、障害等級が1級または2級の方で、①に該当する方があるときに加給年金額が加算されます。

① **65歳未満の配偶者**

- ② {
- ・ 18歳未満の子(18歳に達する日から最初の3月31日までの間についても該当します)
 - ・ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子

(注1) 昭和16年4月2日以降に生まれた方につきましては、満額支給開始年齢に達した当時となります。

生 年 月 日	満額支給開始年齢
昭和16. 4. 2～18. 4. 1	61歳
昭和18. 4. 2～20. 4. 1	62歳
昭和20. 4. 2～22. 4. 1	63歳
昭和22. 4. 2～24. 4. 1	64歳
昭和24. 4. 2～	65歳

※消防司令以下の消防職員の場合は6年遅れのスケジュールとなります。

なお、満額支給開始年齢に到達する日の属する月が偶数月の場合にはその前々月に、奇数月の場合には前月に共済組合より加給年金額対象者について調査票を送付いたします。

また、障害等級3級以上の障害の状態にある方または組合員期間が44年以上ある方につきましては、支給開始年齢の特例があるため、加給年金額の加算年齢が異なります。

(注2) 「生計を維持されていた方」とは、原則として同居し、恒常的な収入が年額850万円未満(所得が年額655万5千円未満)である方をいいます。

加給年金額の停止と消滅 ～届出が必要です～

停止になる場合

- ① 配偶者が、次のいずれかの年金を受けるようになったとき

年金制度	年金の種類	備 考
国民年金	障害基礎年金	
厚生年金	老齢厚生年金	①加入月数が 240月（20年）以上 のもの。 ②加入月数が 180月（15年）以上240月（20年）未満 で、 特例により240月（20年）とみなされるもの。 ※ 下記参照
	障害厚生年金	
共済年金	退職共済年金	加入月数が 240月（20年）以上 のもの。
	障害共済年金	

◎ ただし、配偶者の年金が全額支給停止となっているときは、加給年金は支給停止になりません。配偶者の年金が支給開始（一部支給を含みます）されたときは、年金の支給開始時期から加給年金が支給停止となりますので、届出が必要です。

※ 老齢厚生年金につきましては、昭和26年4月1日以前生まれで、**加入月数が180月（15年）以上240月（20年）未満**の方は、特例により240月（20年）とみなされる制度があります。特例により240月とみなされるときは、加給年金が支給停止になります。
特例により240月とみなされているか不明な場合は、共済組合までご連絡ください。

- ② 受給者本人の老齢厚生年金に加給年金が加算される時

消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が年額850万円以上（所得が年額655万5千円以上）になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき（生計を別にしたときを含む）
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

☆ 加給年金額対象者が上記のいずれかに該当したときは、すみやかに共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があり、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。）

再就職による年金の支給停止について

●所得による制限●

退職や障害を給付事由とする年金を受給されている方が再就職により「厚生年金保険の被保険者」等になった場合には、次の計算方法により年金の支給が停止されます。

※ 「厚生年金保険の被保険者」等とは次の方をいいます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者を除く。）
- (2) 私学共済制度の加入者
- (3) 国会議員または地方公共団体の議会の議員
- (4) 70歳以上の方で、民間企業（厚生年金適用事業所）等にお勤めの方（昭和12年4月1日以前生まれの方を除く。）

※ 私学共済制度の加入者、もしくは国会議員または地方公共団体の議会の議員となられた場合には必ず当共済組合までご連絡ください。

※ 国または地方公共団体の職員として再就職し、共済組合員となった場合、下記の計算とは別の方法により年金の支給が停止されますので、必ず当共済組合までご連絡ください。

支給停止額の計算方法

基準収入月額相当額^(注1)と共済年金（職域年金相当部分、加給年金額及び経過的加算を除く）の月額合計額が46万円^(注2)に達するまでは、満額の年金が支給され、これを超えるときは、その超過分の1/2の年金額が停止されます。ただし、日本年金機構等からのデータ提供の日程上、清算が生じる場合があります。

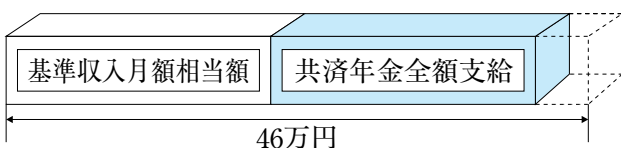
$$\text{◎ 支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額}^{\text{(注1)}} + \text{共済年金の年額} \div 12 - 46\text{万円}^{\text{(注2)}}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注1) 基準収入月額相当額…他の年金制度等に加入している月の前月における*標準報酬月額（上限：62万円）+その月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等（各月の上限：150万円）の総額÷12

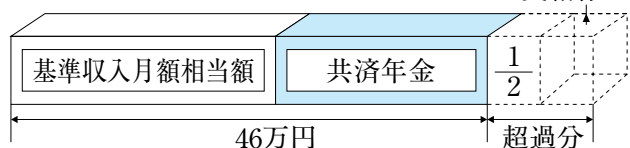
※標準報酬月額…本給と諸手当の合計額に基づき、「標準報酬月額表」の区分によって定められています。

(注2) 46万円……………平成25年度における金額で、毎年度賃金変動等により改定される場合があります。

◎合計額が46万円に達するまでは、
満額の年金が支給されます。



◎合計額が46万円を超える場合は、
超過分の1/2の年金額が停止されます。
支給停止



必要な届出は忘れずに

次のような変更が生じたときは、共済組合までご連絡ください。
ご連絡の際には、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

1. 年金の振込口座を変更するとき

「支払金融機関変更届」に新口座を記入し、金融機関の証明を受けて提出していただくこととなります。（金融機関証明のかわりに預金通帳の写しを添付していただいても結構です。）

（注）口座を変更するには処理に2カ月程かかりますので、従前の口座は新口座に年金の振込があるまで解約しないでください。

2. 転居したとき

住所変更につきましては、住民基本台帳ネットワークで確認を行うため、書面による届出は不要ですが、転居に伴い電話番号が変更となった場合は、共済組合までご連絡ください。

（ただし、住民基本台帳ネットワーク不参加の市区町村に転居した場合などは「住所変更届」の提出が必要となります。）

（注）住所変更の処理には一定期間かかりますので、転居前の住所地の郵便局に郵便物転送の届出をしておいてください。

3. 姓名を変更するとき

「年金証書再交付申請書」に改姓後の戸籍抄本、改姓の手続きが完了した年金振込口座の預金通帳の写し、年金証書を添えて提出していただくこととなります。

4. 年金を受ける資格がなくなるとき

次の事由に該当した場合は年金を受ける資格がなくなります。届出が遅くなると、すでにお支払いした年金を遡ってご返還いただく場合がありますので、すみやかにご連絡ください。

- 年金受給者が死亡したとき。
- 遺族（共済）年金受給者が結婚したり（届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者となったときを含む)、直系血族及び直系姻族以外の養子になったとき。

5. 再就職したとき (12ページ参照)

次の事由に該当した場合は、「年金受給権者再就職届書」に再就職年月日等を記入し、提出していただくこととなります。

- 私学共済制度に加入したとき
- 国会議員または地方公共団体の議会の議員になったとき
- 国または地方公共団体の職員として再就職し、共済組合員となったとき

6. 再就職先を退職したとき

(所得による制限により年金の一部が支給停止となっている方のみ)

「年金の所得による制限に関する退職届」に退職年月日等を記入し、退職された時の辞令、離職票、その他退職したことが分かる書類のいずれかの写しを一部添えて提出していただくこととなります。

7. 雇用保険法による失業給付を受給するとき (9ページ参照)

「退職共済年金支給停止事由該当届」に必要事項を記入し、雇用保険受給資格者証の写しを添えて提出していただくこととなります。

※ 退職共済年金を受給している65歳未満の方に限ります。

8. 加給年金額対象者に異動があったとき (11ページ参照)

「加給年金支給停止届」又は「加給年金消滅届」に停止・消滅事由を記入し、停止の場合は停止事由に該当する年金証書の写しを、消滅の場合には消滅事由に該当した年月日を証する書面(戸籍抄本等)を添えて提出していただくこととなります。

- ◎ この他にも、2つ以上の年金を受けようになったときなど手続きが必要となる場合がありますので、何らかの異動が生じたときは必ず共済組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、これらの各種手続きに関する届出用紙は共済組合にあります。

地方公務員共済組合の宿泊施設

1 宿泊施設の相互利用

地方公務員等の共済組合は、各組合が保有する宿泊施設について、組合員本人、家族（被扶養者）及び年金受給権者が相互に利用できる協定を結んでいます。

2 利用方法

施設を利用される場合、組合員は「組合員証（写しでも可）」、家族（被扶養者）は「組合員被扶養者証（写しでも可）」、年金受給権者は「年金証書（写しでも可）」を施設のフロントにご提示ください。

なお、施設の利用に際しては、当該施設へ直接、利用料金や休館日等の確認をしてください。

3 運営する共済組合の略号

市……市町村職員共済組合	都……都市職員共済組合
地……地方職員共済組合	公……公立学校共済組合
警……警察共済組合	東……東京都職員共済組合
指……指定都市職員共済組合	国……国家公務員共済組合

4 施設一覧

施設名	所在地	予約電話	区分
北海道			
ホテルエルム札幌	札幌市中央区北1条西7-6	011-231-1361	警 地 市 都 公 指 国 国
ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6-2	011-241-9111	
ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1	011-512-4433	
ホテルライフオート札幌	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211	
溪流荘	札幌市南区定山溪温泉西2	011-598-2721	
KKRかわゆ	川上郡弟子屈町川湯温泉1-2-15	015-483-2643	
KKRホテル札幌	札幌市中央区北4条西5-1	011-231-6711	
KKRはこだて	函館市湯川町2-8-14	0138-57-8484	
青森			
帰帆荘	青森市大字浅虫字蛸谷85	017-752-2017	公 地 市
ラ・プラス青い森	青森市中央1-11-18	017-734-4371	
アップルパレス青森	青森市本町5-1-5	017-723-5600	
岩手			
清温荘	盛岡市繋湯の館33	019-689-2321	地 公 地
サンセール盛岡	盛岡市志家町1-10	019-651-3322	
エスポワールいわて	盛岡市中央通1-1-38	019-623-6251	
宮城			
ホテル白萩	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411	公 警 公 市 国
パレス宮城野	仙台市青葉区上杉3-3-1	022-265-2223	
玉造荘	大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330	
パレス松洲	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106	
KKRホテル仙台	仙台市青葉区錦町1-8-17	022-225-5201	
秋田			
ルポールみずほ	秋田市山王4-2-12	018-862-2433	地 警 市
ふきみ会館	秋田市山王5-9-6	018-863-8880	
レークサイド山の家	鹿角郡小坂町十和田湖字銀山1-7	0176-75-2552	

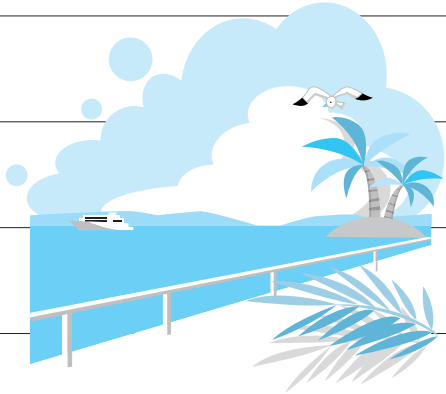

施設名	所在地	予約電話	区分
山形			
あこや会館	山形市松波2-8-1	023-642-1358	地 市 警 市 国
うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	
パラシオもがみ	天童市鎌田2-1-19	023-654-0906	
むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	
KKR蔵王白銀荘	山形市蔵王温泉904-8	023-694-9187	
福島			
杉妻会館	福島市杉妻町3-45	024-523-5161	地 市 地 公
ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	
みちのく荘	福島市飯坂町字小滝5-2	024-542-4271	
あづま荘	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381	
茨城			
ホテルレイクビュー水戸	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727	公 地 市 警
オーシャンビュー大洗	東茨城郡大洗町東光台8234-1	029-267-0488	
大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	
シーサイドはまざく	東茨城郡大洗町大貫64-80	029-267-2949	
栃木			
ニューみくら	宇都宮市昭和1-3-6	028-622-1093	地 公 市 市 東 国
ホテルたかはら	日光市鬼怒川温泉大原字松原1421-1	0288-77-1227	
ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	
那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	
ブランヴェール那須	那須郡那須町湯本206	0287-76-6200	
KKR日光ひぐらし荘	栃木県日光市安川町6-40	0288-54-0182	
群馬			
上毛会館	前橋市岩神町3-23-6	027-234-1411	公 市 警 公 国
アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300	
凌雲閣	渋川市伊香保町10	0279-72-2254	
去来荘	利根郡みなかみ町湯原684	0278-72-6311	
KKR水上水明荘	利根郡みなかみ町大穴859	0278-72-2345	
埼玉			
別所沼会館	さいたま市南区别所4-14-10	048-861-5219	地 警 公
プリムローズ有朋	さいたま市浦和区高砂4-10-15	048-861-4122	
ホテルブリランテ武蔵野	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555	
千葉			
プラザ菜の花	千葉市中央区長洲1-8-1	043-222-8271	地 公 市 警 市
ホテルポートプラザちば	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211	
オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	
ヴェルシオーネ若潮	千葉市美浜区高洲3-8-5	043-279-1313	
黒潮荘	鴨川市貝渚2565	0470-92-2205	
東京			
ホテルルポール麹町	千代田区平河町2-4-3	03-3265-5361	地 市 警 東 公 市 国 国
東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4630	
グランドアーク半蔵門	千代田区隼町1-1	03-3288-0111	
ホテルアジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	
ホテルフロラシオン青山	港区南青山4-17-58	03-3403-1541	
ザ・クレストホテル立川	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	
KKRホテル東京	千代田区大手町1-4-1	03-3287-2921	
KKRホテル中目黒	目黒区東山1-27-15	03-3713-8131	
神奈川			
ひめしゃら	足柄下郡箱根町仙石原1245	0460-84-7100	公 東 市
箱根路開雲	足柄下郡箱根町湯本521-4	0460-85-6678	
湯河原温泉 ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281	0465-63-0121	

施設名	所在地	予約電話	区分
KKRポートヒル横浜	横浜市中区山手町115 港の見える丘公園	045-621-9684	国
KKR逗子松汀園	逗子市新宿3-2-26	046-871-2042	国
KKR鎌倉わかみや	鎌倉市由比ガ浜4-6-13	0467-25-4321	国
KKR江ノ島ニュー向洋	藤沢市片瀬海岸1-7-23	0466-23-7710	国
KKR箱根青風荘	足柄下郡箱根町湯本茶屋185	0460-85-5124	国
KKR宮の下	足柄下郡箱根町木賀1014	0460-87-2350	国
山梨			
富士桜荘	南都留郡富士河口湖町船津6662-10	0555-73-1231	地
ホテルやまなみ	笛吹市石和町松本字塚越222-4	055-262-5522	市
KKR甲府ニュー芙蓉	甲府市塩部3-6-10	055-252-1327	国
新潟			
新潟会館	新潟市中央区幸西3-3-1	025-247-9307	公
瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291	市
アクアレー長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656	市
KKR湯沢ゆきぐに	南魚沼郡湯沢町湯沢2574	025-784-3424	国
KKR妙高高原白樺荘	妙高市関川2275	0255-86-2113	国
富山			
パレブラン高志会館	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255	公
グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716	市
立山高原ホテル	中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014	公
KKR富山銀嶺	富山市奥田新町5-8	076-432-7701	国
石川			
フローイント和倉	七尾市和倉町ル部2-2	0767-62-2164	市
おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831	市
KKRホテル金沢	金沢市大手町2-32	076-264-3261	国
福井			
葵会館	福井市宝永3-8-1	0776-25-2228	警
芦泉荘	あわら市堀江十楽1-10	0776-77-3200	公
水仙荘	丹生郡越前町岬平	0778-37-1585	地
越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151	市
長野			
ホテル信濃路	長野市岡田町131-4	026-226-5212	公
サンパルテ山王	長野市岡田町30-20	026-228-3011	市
名月荘	千曲市大字磯部1144-4	026-275-1309	地
みやま荘	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547	公
湖泉荘	諏訪市湖岸通り1-13-8	0266-53-6611	市
湖山荘	諏訪市湖岸通り2-4-28	0266-52-2163	地
湯香里荘	下高井郡山ノ内町佐野2592	0269-33-2222	市
KKR諏訪湖荘	諏訪市湖岸通り5-7-7	0266-58-1259	国
岐阜			
ホテルグランヴェール岐山	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111	公
紫雲荘	下呂市湯之島692-23	0576-25-2101	市
KKR平湯たから荘	高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12	0578-89-2626	国
KKR下呂しらさぎ	下呂市森1209	0576-25-5505	国
静岡			
ホテル伊豆高原	伊東市池893-176	0557-53-1155	公
ホテル弥生	熱海市春日町8-24	0557-82-5321	警
シーサイドいづたが	熱海市上多賀12	0557-67-2671	市
KKRホテル熱海	熱海市春日町7-39	0557-85-2000	国
KKR稲取	賀茂郡東伊豆町稲取1957-1	0557-95-2577	国
KKR伊豆長岡千歳荘	伊豆の国市古奈82	055-948-0010	国
KKR沼津はまゆう	沼津市志下192	055-931-0592	国

施設名	所在地	予約電話	区分
愛知			
アイリス愛知	名古屋市中区丸の内2-5-10	052-223-3751	地
ホテルルブラ玉山	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151	公
サンヒルズ三河湾	蒲郡市三谷町南山1-76	0533-68-4696	地
蒲郡荘	蒲郡市港町21-4	0533-68-2188	公
レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811	市
シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151	都
KKRホテル名古屋	名古屋市中区三の丸1-5-1	052-201-3326	国
三重			
プラザ洞津	津市新町1-6-28	059-227-3291	公
神湯館	津市榊原町5079	059-252-0001	地
サンペルラ志摩	志摩市磯部町的矢314	0599-57-2130	市
KKR鳥羽いそぶえ荘	鳥羽市安楽島町1075	0599-25-3226	国
滋賀			
ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333	地
憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345	市
KKRホテルびわこ	大津市下阪本1-1-1	077-578-2020	国
京都			
花のいえ	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545	公
御所西 京都平安ホテル	京都市上京区烏丸通上長者町上ル	075-432-6181	地
ホテルルビノ京都堀川	京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7	075-432-6161	公
ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777	市
うらしま荘	宮津市字島崎小字川跡2039-8	0772-22-4224	公
KKR京都くに荘	京都市上京区河原町通荒神口上る東入東桜町27-3	075-222-0092	国
大阪			
プリムローズ大阪	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6941-1231	警
シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702	市
ホテルアウィーナ大阪	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441	公
KKRホテル梅田	大阪市北区堂山町4-1	06-6362-6800	国
KKRホテル大阪	大阪市中央区馬場町2-24	06-6941-1122	国
兵庫			
瑞宝園	神戸市北区有馬町1751	078-903-3800	地
パレス神戸	神戸市中央区下山手通5-1-16	078-371-7800	警
ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通り4-17-13	078-222-2600	市
ホテル北野プラザ六甲荘	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451	公
ゆめ春來	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211	市
KKR城崎玄武	豊岡市城崎町湯島75	0796-32-2631	国
奈良			
猿沢荘	奈良市池之町3	0742-22-5175	地
春日野荘	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021	公
KKR奈良みかさ荘	奈良市高畑大道町1224	0742-22-5582	国
和歌山			
ホテルアバローム紀の国	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200	公
サンかつうら	東牟婁郡那智勝浦町天満803-3	0735-52-4750	公
KKR白浜美浜荘	西牟婁郡白浜町1564-2	0739-42-3383	国
鳥取			
ホープスターとっとり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311	市
白兔会館	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021	公
弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476	市
溪泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828	市
島根			
ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16	0852-25-1155	地
ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195	市

施設名	所在地	予約電話	区分
サンラポーむらくも	松江市殿町369	0852-21-2670	公
岡山			
三光荘	岡山市中区古京町1-7-36	086-272-2271	地
サン・ピーチOKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631	市
ピュアリティまきび	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511	公
広島			
鯉城会館	広島市中区大手町1-5-3	082-245-2322	地
KKRホテル広島	広島市中区東白島町19-65	082-221-3736	国
山口			
防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	市
翠山荘	山口市湯田温泉3-1-1	083-922-3838	地
セントコア山口	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811	公
KKR山口あさくら	山口市神田町2-18	083-922-3268	国
シーサイドパレス萩	萩市椿東字北川6030-13	0838-26-6141	市
徳島			
ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	市
香川			
ルポール讃岐	高松市中野町23-23	087-831-3330	地
ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	市
愛媛			
えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	市
にぎたつ会館	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939	公
KKR道後ゆづき	松山市岩崎町1-7-37	089-941-2934	国
高知			
さんご荘	高知市鷹匠町2-5-4	088-823-6221	警
高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	高知市本町5-3-20	088-823-3211	市
高知会館	高知市本町5-6-42	088-823-7123	公
福岡			
福岡リーセントホテル	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741	公
ホテルレガロ福岡	福岡市博多区千代1-20-31	092-651-7611	地
博多サンヒルズホテル	福岡市博多区吉塚本町13-55	092-631-3331	警
小倉リーセントホテル	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673	公
KKRホテル博多	福岡市中央区薬院4-21-1	092-521-1361	国
佐賀			
グランデはがくれ	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212	公
長崎			
ホテルセントヒル長崎	長崎市筑後町4-10	095-822-2251	公
KKR雲仙山荘	雲仙市小浜町雲仙480-1	0957-73-3225	国
熊本			
水前寺共済会館グレースシア	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281	公
KKRホテル熊本	熊本市中央区千葉城町3-31	096-355-0121	国
宮崎			
ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	市
大分			
豊泉荘	別府市青山町5-73	0977-23-4281	公
鹿児島			
ホテルウェルビューかごしま	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838	公
マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	市
KKR鹿児島敬天閣	鹿児島市城山町5-24	099-225-2505	国
沖縄			
サザンプラザ海邦	那覇市旭町7	098-862-4120	警
八汐荘	那覇市松尾1-6-1	098-867-1191	公

年金カレンダー（共済年金）

年月	年金支払日	その他
平成25年 6	14日(金) 年金支払日(4・5月分)	
7		
8	15日(木) 年金支払日(6・7月分)	
9		
10	15日(火) 年金支払日(8・9月分)	
11		中旬 「平成26年分 扶養親族等申告書」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。 下旬 「平成26年分 扶養親族等申告書」の提出締切
12	13日(金) 年金支払日(10・11月分)	

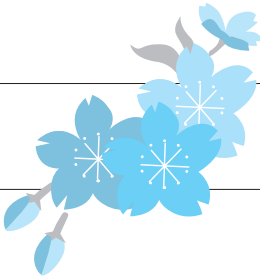
平成26年 1		下旬 「平成25年度 現況届」の送付 ※一部の方のみ 「平成25年分 源泉徴収票」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため源泉徴収票は送付いたしません。
2	14日(金) 年金支払日(12・1月分)	月上旬 「平成25年度 現況届」の提出締切 ※一部の方のみ ☆確定申告(2月16日～3月15日) ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。
3		
4	15日(火) 年金支払日(2・3月分)	
5		
6	13日(金) 年金支払日(4・5月分)	



大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市職員共済組合
 TEL 06-6208-7547~9

年金カレンダー（退隠料）

年月	年金支払日	その他
平成25年 6	14日(金) 年金支払日(5・6月分)	
7		
8	15日(木) 年金支払日(7・8月分)	
9		
10	15日(火) 年金支払日(9・10月分)	
11		
12	13日(金) 年金支払日(11・12月分)	

平成26年 1		<p>下旬 「平成25年度 受給権調査届」の送付</p> <p>「平成25年分 源泉徴収票」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p>
2	14日(金) 年金支払日(1・2月分)	<p>上旬 「平成25年度 受給権調査届」の提出締切</p> <p>☆確定申告（2月16日～3月15日） ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。</p>
3		
4	15日(火) 年金支払日(3・4月分)	
5		
6	13日(金) 年金支払日(5・6月分)	

連絡先

大阪市北区中之島1-3-20
大阪市人事室（退隠料担当）
TEL 06-6208-7547~9

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当共済組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当共済組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当共済組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

2 法令の遵守

当共済組合は、当共済組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

3 個人情報の取得と利用

当共済組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4 個人データの第三者提供

当共済組合は、法令に定められている場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

5 個人データの管理

当共済組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

6 個人データの開示、訂正、利用停止等

当共済組合は、当共済組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

7 組織及び体制

当共済組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

退職者だより第42号
平成25年6月発行

大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
(大阪市役所内)

電話：年金給付係 6208-7547～9
庶務係 6208-7541～2

URL：http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/